八市型共通擁壁

鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集の改定について

2026 年4月1日改定

鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集は、鉄筋コンクリート造擁壁の一般基準、標準構造図及び構造計算例をまとめた基準集として、2010 年に策定（2014 年一部改定）し、運用をしてきましたが、2025 年4月から神奈川県内で宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」といいます。）に基づく規制が本格的に開始されたこと等に伴い、盛土規制法の許可対象規模となる開発許可（以下、「みなし許可」といいます。）や現行の諸基準に対応できるよう見直し、今回改定をいたしましたので、必要に応じてご活用ください。

◆ 新基準集の概要、主な改正点

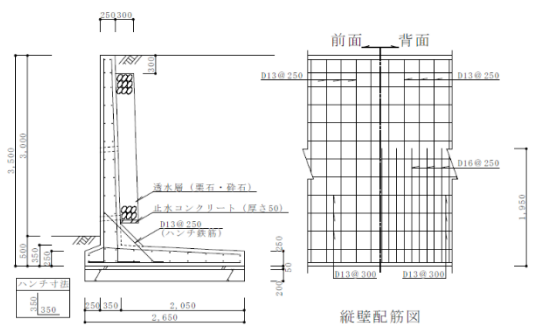

（標準構造図イメージ）

1　改正施行日

2026 年４月１日から 施行（運用開始）します。

なお、改正前の旧基準集や旧標準構造図は、

2026 年４月１日以降は使用できません。

2　適用範囲

八市（平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・秦野市・厚木市・大和市）の区域内で、都市計画法の開発許可における鉄筋コンクリート造擁壁について適用します。

3　主な改正点

（1）盛土規制法の みなし許可となる場合でも使用可能 です。

（2）原則として、許可申請前に 土質試験又は原位置試験によって、地耐力や土質定数の確認が必要となります。

（3）構造計算（安定性の照査時及び基礎底版の部材設計時）における、土圧の作用面は、鉛直仮想背面 となります。（縦壁背面で計算される構造計算ソフトは使用できません。）

※詳細については、「鉄筋コンクリート造擁壁取扱基準集【八市型共通擁壁】」をご確認ください。

厚木市ホームページ上で「鉄筋コンクリート造擁壁」とキーワード検索すると、該当ページをご覧いただけます。

基準集は、右の二次元バーコードからもご覧いただけます。

【問い合わせ先】 厚木市 都市みらい部 開発指導課　電話 046－225－2441（直通）

2026 年4月 発行